

法務省民二第 5 6 9 号
令和 6 年 3 月 2 1 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明
制度に関する事務の取扱いについて (通達)

相続登記のオンライン申請の促進及び相続登記における法定相続情報一覧図
の活用の推進等の観点から、不動産登記規則等の一部を改正する省令 (令和 6
年法務省令第 7 号) により不動産登記規則 (平成 1 7 年法務省令第 1 8 号) が
改正され、本年 4 月 1 日から、法定相続情報番号の提供を、不動産登記の申請
等手続における相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作
成した情報等の添付に代えることができることとなりました。

これに伴い、平成 2 9 年 4 月 1 7 日付け法務省民二第 2 9 2 号当職通達「不
動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いに
ついて」の一部を下記のとおり改正し、本年 4 月 1 日から施行することとしま
したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する
改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後
欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定 (以下「対象規定」
という。) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正
後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に
これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(1) 登記名義人の相続人等が登記の申請等をする場合において、法定相続情報一覧図の写し(以下「一覧図の写し」という。)又は法定相続情報番号(11桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下同じ。)を提供したとき(法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。)は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報(相続人である旨の申出においては、規則第158条の19第2項第1号又は第3号イに掲げる情報をいう。以下同じ。)の提供に代えることができるとされた(規則第37条の3第1項、第158</u></p>	<p>第2 1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p><u>登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合において、法定相続情報一覧図の写し(以下「一覧図の写し」という。)を提供したときは、その一覧図の写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた(規則第37条の3)。</u></p> <p>この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写しの提供を相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。</p>

条の20第1項)。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

ア～カ (略)

主 相続人である旨の申出(法第76条の3第1項)

ク～セ (略)

(2) 登記名義人の相続人等が、所有権の保存の登記の申請、相続による権利の移転の登記の申請又は相続人である旨の申出をする場合において、相続人の住所が記載された一覧図の写し又は法定相続情報番号(法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に限る。以下、この項目において同じ。)を提供したとき(法定相続情報を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認でき

(1)～(6) (同左)

(キを加える。)

(7)～(13) (同左)

また、規則第37条の3の規定により、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えて一覧図の写しが提供された場合であって、規則第247条第4項の規定により当該写しに相続人の住所が記載されているときは、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えない。

るときに限る。)は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた(規則第37条の3第2項、第158条の20第2項)。

なお、規則第37条の3第2項及び第158条の20第2項に掲げる申請等を含む上記(1)アからセまでに掲げるものを主とする申請・手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供があったものとして取り扱って差し支えない。

(3) 上記(1)又は(2)により、法定相続情報番号の提供を受けたときは、当該法定相続情報番号が付された法定相続情報一覧図を紙面に出力した帳票を、上記(1)アからセまでの申請書等と併せてつづり込むものとする。

(4) 申請人等から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条(

((3)を加える。)

なお、申請人から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条の

規則第158条の13において準用する場合を含む。)の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

(5) なお、一覧図の写し及び法定相続情報番号は飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までをも代替するものではない。

3 (略)

(1) (略)

ア～ク (略)

ケ 法定相続情報一覧図は、日本産業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ (略)

規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

おって、一覧図の写しは飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までをも代替するものではない。

3 (同左)

(1) (同左)

ア～ク (同左)

ケ 法定相続情報一覧図は、日本工業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ (同左)

(4) (略)

4 (略)

5 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

なお、代理人が申出をする場合は、当該証明書は、当該代理人が原本と相違がない旨を記載した謄本であっても差し支えない。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人又は代理人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人又は代理人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(4) (同左)

4 (同左)

5 (同左)

(1)~(3) (同左)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産清算人
不在者財産管理人又は相続財産清算人
の選任に係る審判書

(I) 遺言執行者

遺言書の写し及び遺言者の死亡を証する情報、遺言書情報証明書及び遺言者の死亡を証する情報又は遺言執行者の選任に係る審判書

イ・ウ (略)

6～9 (略)

(5) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産管理人
申出人たる各管理人の選任に係る審判書

((I) を加える。)

イ・ウ (同左)

6～9 (同左)

備考 表中の対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

法務省民二第 292 号

平成 29 年 4 月 17 日

(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)

(令和 2 年 10 月 22 日一部改正)

(令和 3 年 3 月 29 日一部改正)

(令和 6 年 3 月 21 日一部改正)

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(通達)

不動産登記規則の一部を改正する省令(平成 29 年法務省令第 20 号。以下「改正省令」という。)が、本年 5 月 29 日から施行されることとなりましたが、その事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)を、「令」とあるのは不動産登記令(平成 16 年政令第 379 号)を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則(平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号当職通達)をいいます。

記

第 1 改正の趣旨

相続登記が未了のまま放置されることは、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ、平成 28 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において相続登記の促進に取り組むとともに、同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において相続登記の促進のための制度を検討することとされた。これを受け、相続人の相続手続における手

続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相続登記について、これが未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進するため、不動産登記規則を改正し、法定相続情報証明制度を創設したものである。

第2 改正省令の施行に伴う事務の取扱い

1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間

- (1) 登記所には、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備えることとされた（規則第18条第35号）。また、法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むこととされた（規則第27条の6）。

法定相続情報一覧図を適正に保管するためには、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備える必要がある。この法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類としては、法定相続情報一覧図のほか、申出書、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）及び代理人の権限を証する書面が該当する。

- (2) 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から5年間とされた（規則第28条の2第6号）。

そのため、保存期間を経過した場合には、他の帳簿と同様に廃棄をすることとなる。

2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

- (1) 登記名義人等の相続人等が登記の申請等をする場合において、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）又は法定相続情報番号（11桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下同じ。）を提供したとき（法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。）は、~~その当該~~一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（相続人である旨の申出においては、規則第158条の19第2項第1号又は第3号イに掲げる情報をいう。以下同じ。）の提供に代えることができるとされた（規則第37条の3第1項、第1

58条の20第1項。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなることと、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

- ~~(1)~~ ア 一般承継人による表示に関する登記の申請（法第30条）
- ~~(2)~~ イ 区分建物の表題登記の申請（法第47条第2項）
- ~~(3)~~ ウ 一般承継人による権利に関する登記の申請（法第62条）
- ~~(4)~~ エ 相続による権利の移転の登記（法第63条第2項）
- ~~(5)~~ オ 権利の変更等の登記（債務者の相続）（法第66条）
- ~~(6)~~ カ 所有権の保存の登記（法第74条第1項第1号）キ 相続人である旨の申出（法第76条の3第1項）
- ~~(7)~~ ク 筆界特定の申請（法第131条第1項）
- ~~(8)~~ ケ 地図等の訂正（規則第16条第1項）
- ~~(9)~~ コ 登記識別情報の失効の申出（規則第65条第1項）
- ~~(10)~~ サ 登記識別情報に関する証明（規則第68条第1項）
- ~~(11)~~ シ 土地所在図の訂正等（規則第88条第1項）
- ~~(12)~~ ス 不正登記防止申出（準則第35条）
- ~~(13)~~ セ 事前通知に係る相続人からの申出（準則第46条）

(2) 登記名義人の相続人等が、所有権の保存の登記の申請、相続による権利の移転の登記の申請又は相続人である旨の申出をする場合において、相続人の住所が記載された一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に限る。以下、この項目において同じ。）を提供したとき（法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。）は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもち、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた（規則第37条の3第2項、第158条の20第2項）。

なお、規則第37条の3第2項及び第158条の20第2項に掲げる申請等を含む上記(1)アからセまでに掲げるものを主とする申請・手続

~~において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供があったものとして取り扱って差し支えない。また、規則第 3 7 条の 3 の規定により、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えて一覧図の写しが提供された場合であって、規則第 2 4 7 条第 4 項の規定により当該写しに相続人の住所が記載されているときは、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えない。~~

(3) 上記(1)又は(2)により、法定相続情報番号の提供を受けたときは、当該法定相続情報番号が付された法定相続情報一覧図を紙面に出力した帳票を、上記(1)アからセまでの申請書等と併せてつづり込むものとする。

(4) なお、申請人等から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第 5 5 条（規則第 1 5 8 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

(5) なお、~~あって~~、一覧図の写し及び法定相続情報番号は飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない。

3 法定相続情報一覧図

(1) 登記名義人等について相続が開始した場合において、その相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本通達において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を申し出ることができることとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項）。

その他の手続とは、その手続の過程において相続人を確認するために規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号及び同項第 4 号に掲げる書面（以下「戸除籍謄抄本」という。）の提出が求められるものをいい、例えば筆界特定

の申請や地図等の訂正の申出のみならず、金融機関における預貯金の払戻し手続等も想定している。

また、当該相続人の地位を相続により承継した者とは、いわゆる数次相続が生じている場合の相続人が該当する。

- (2) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができるとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項）。

これらの登記所は、申出人の利便性も考慮して申出先登記所の選択肢を示したものである。

登記官は、専ら申出書に記載された情報や添付書面に基づき、これらの登記所のいずれかに該当することを確認することで足りる。

なお、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、これらの登記所に出頭してするほか、送付の方法によってすることもできる。

- (3) 法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）。

また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が記名することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 1 号）。

法定相続情報一覧図の作成にあっては、次の事項を踏まえる必要がある。

ア 被相続人と相続人とを線で結ぶなどし、被相続人を起点として相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載とする。ただし、被相続人及び相続人を単に列挙する記載としても差し支えない。

イ 被相続人の氏名には「被相続人」と併記する。

ウ 被相続人との続柄の表記については、戸籍に記載される続柄を記載することとする。

したがって、被相続人の配偶者であれば「夫」や「妻」、子であれ

ば「長男」、「長女」、「養子」などとする。

ただし、続柄の記載は、飽くまで被相続人との続柄である必要があることから、戸籍に記載される続柄では表記することができない場合、例えば被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合は「姉」や「弟」とし、代襲相続がある場合であって被相続人の孫が代襲相続人となる場合は「孫」とする。

なお、申出人の任意により、被相続人の配偶者が相続人である場合にその続柄を「配偶者」としたり、同じく子である場合に「子」とすることでも差し支えない。

エ 申出人が相続人として記載される場合、法定相続情報一覧図への申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えない。

オ 法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の記名には、住所を併記する。なお、作成者が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載する。

カ 相続人の住所を記載する場合は、当該相続人の氏名に当該住所を併記する。

キ 推定相続人の廃除がある場合、その廃除された推定相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄の記載は要しない。

ク 代襲相続がある場合、代襲した相続人の氏名に「代襲者」と併記する。この場合、被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなるが、その表記は例えば「被代襲者（何年何月何日死亡）」とすることで足りる。

ケ 法定相続情報一覧図は、日本産主業規格 A 列 4 番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ 相続手続での利便性を高める観点から、被相続人の最後の住所に並べて、最後の本籍も記載することを推奨する。

なお、後記 5 (2) のとおり、被相続人の最後の住所を証する書面の添付を要しない場合には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載する必要があることに留意する。

(4) なお、法定相続情報一覧図には、相続開始の時点における同順位の相続

人の氏名等が記載される。したがって、数次相続が生じている場合は、被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が提供及び添付されることとなる。

4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

- (1) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、規則第 2 4 7 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申出書を提供してしなければならないとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項）。

この申出書は、別記第 1 号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

- (2) 申出書には、申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 1 号）。

- (3) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出を代理人によってする場合は当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載することとされた。また、申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者に限るとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 2 号）。

戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者とは、具体的には、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士である（各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む。）。

- (4) 申出書には、利用目的及び交付を求める通数を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 3 号、第 4 号）。

登記官は、申出書に記載された利用目的が相続手続に係るものであり、その提出先が推認できることを確認するものとする。また、その利用目的に鑑みて交付を求める通数が合理的な範囲内であることも確認するものとする。

- (5) 申出書には、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 5 号）。

被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産が複数ある場合には、そのうちの任意の一つを記載することで足りるが、被相

続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出をする場合には、当該登記所の管轄区域内の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

- (6) 申出書には、申出の年月日を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 6 号）。
- (7) 申出書には、送付の方法により一覧図の写しの交付及び規則第 2 4 7 条第 6 項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 7 号）。

5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名するとともに、前記 3 に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第 2 4 7 条第 3 項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

- (1) 申出書には、被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書を添付することとされた。また、規則第 2 4 7 条第 1 項第 2 号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号、第 4 号）。

除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることにより、その謄本が添付されない場合は、当該謄本に代えて、「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書を添付することで差し支えない。

これに対し、例えば被相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合は、登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができない。

- (2) 申出書には、被相続人の最後の住所を証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 3 号）。

被相続人の最後の住所を証する書面とは、被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票が当たる。

これらの書面が市町村において廃棄されているため発行されないときは、申出書への添付を要しない。この場合は、申出書及び法定相続情報一覧図には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載するものとする。

- (3) 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを

証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 5 号）。

この書面には、当該申出人の戸籍の謄抄本又は記載事項証明書が該当するが、規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号及び第 4 号の書面により申出人が相続人の地位を相続により承継したことを確認することができるときは、添付を要しない。

- (4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 6 号）。__

なお、代理人が申出をする場合は、当該証明書は、当該代理人が原本と相違がない旨を記載した謄本であっても差し支えない。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人 又は代理人 が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人 又は代理人 の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

- (5) 代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 7 号）。

ア 法定代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、法定代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(ア) 親権者又は未成年後見人

申出人たる未成年者に係る戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ) 成年後見人又は代理権付与の審判のある保佐人・補助人

申出人たる成年被後見人又は被保佐人・被補助人に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書（被保佐人・被補助人については、代理権目録付きのもの）

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産 清算 管理人

不在者財産管理人又は相続財産清算人 申出人たる各管理人の選任に係る審判書 __

(I) 遺言執行者

遺言書の写し及び遺言者の死亡を証する情報、遺言書情報証明書及び遺言者の死亡を証する情報又は遺言執行者の選任に係る審判書

イ 委任による代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、委任状に

加え、委任による代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(ア) 親族

申出人との親族関係が分かる戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ) 戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げられる者

資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等

なお、代理人が各士業法の規定を根拠に設立される法人の場合は、当該法人の登記事項証明書

ウ 代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、申出書にその住所を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第 247 条第 4 項）。

相続人の住所は、法定相続情報一覧図の任意的記載事項である。したがって、相続人の住所の記載がない場合は、相続人の住所を証する書面の添付は要しない。

7 一覧図の写しの交付等

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しを交付することとされた（規則第 247 条第 5 項前段）。

また、一覧図の写しには、申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印することとされた（規則第 247 条第 5 項後段）。

(1) 法定相続情報の内容の確認について

登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があったときは、速やかに、法定相続情報一覧図の内容を確認するものとする。

(2) 申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア 添付された法定相続情報一覧図の記載に、その他の添付書面から確認した法定相続情報の内容と合致していないなどの誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出人又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該法定相続情報一覧図の誤り等を訂正させ、清書された正しい法定相続情報一覧図の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合についても、同様とする。

イ 添付書面が不足している場合、登記官は、申出人又は代理人に不足している添付書面を伝え、一定の補完期間を設けてその添付を求めるものとする。

ウ 上記ア又はイに係る不備の補完がされない場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 申出人又は代理人に対し、申出書及び添付書面を返戻する旨を通知するとともに、窓口において返戻を受ける場合はそのための出頭又は送付によって返戻を受ける場合は必要な費用の納付を求める。

(イ) 上記(ア)の求めに応じない場合は、申出があった日から起算して3か月を経過したのち、当該申出書及び添付書面を廃棄して差し支えない。

(3) 法定相続情報一覧図の保存について

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって確認した法定相続情報の内容と、法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しの作成のため、次の方法により法定相続情報一覧図を保存するものとする。

ア 法定相続情報番号の採番

登記官は、登記所ごとの法定相続情報番号を採番し、申出書の所定の欄に記入するものとする。

イ 法定相続情報一覧図の保存

(ア) 登記官は、添付された法定相続情報一覧図をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

(イ) 上記アで採番した法定相続情報番号、申出年月日、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所（最後の住所を証する書面を添付することができない場合は、最後の本籍）及び死亡の年月日を電磁的記録に記録するものとする。

(ウ) 上記(イ)に際し、被相続人の氏名に誤字俗字が用いられている場合は、これを正字等（原則として通用字体）に引き直して電磁的記録に記録する。

(4) 一覧図の写しの作成

ア 用紙

一覧図の写しは、偽造防止措置が施された専用紙を用いて作成する。

イ 認証文及びその他の付記事項

(ア) 一覧図の写しに付記する認証文は、次のとおりとする。

「これは、平成 年 月 日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」

なお、上記(2)アにより正しい法定相続情報一覧図を補完させた場合は、その補完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に、上記(2)イにより不足している添付書面を補完させた場合は、当該添付書面の発行がいつであるかにかかわらず、不足している添付書面が補完された日を申出があった日とみなすものとする。

(イ) 一覧図の写しに登記官が記載する職氏名は、次のとおりとする。

「何法務局（何地方法務局）何支局（何出張所）登記官 何某」

(ウ) 一覧図の写しには、次の注意事項を付記するものとする。

「本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。」

(5) 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却

登記官は、一覧図の写しを交付するときは、規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号から第 5 号まで及び同条第 4 項に規定する添付書面を返却することとされた（規則第 2 4 7 条第 6 項）。この一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、次により取り扱うものとする。

ア 登記所窓口における交付等の取扱い

窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは、その交付及び返却を受ける者から、運転免許証その他申出書に記載されている申出人又は代理人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の

提示を受けることで、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認し、その上で申出書の「受取」欄へ一覧図の写し等を受領した旨を記載させることとする。

なお、代理人が戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げられる者である場合は、提示を受ける書面は資格者代理人団体所定の身分証明書等で代替して差し支えない。

ただし、上記にかかわらず、その他の措置を講じさせることにより一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認することができる場合は、その措置によることができる。

イ 送付による交付等の取扱い

一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、送付の方法によりすることができることとされた（規則第 248 条）。この方法によるときは、申出書に記載された当該申出人又は代理人の住所に宛てて送付するものとする。この場合には、申出書の所定の欄に一覧図の写し及び添付書面を送付した旨を記載するものとする。

ウ 一覧図の写し又は添付書面を申出人又は代理人が受け取らない場合は、申出があった日から起算して 3 か月を経過したのち、廃棄して差し支えない。

8 一覧図の写しの再交付

規則第 247 条各項の規定（同条第 3 項第 1 号から第 5 号まで及び第 4 項を除く）は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用することとされた（規則第 247 条第 7 項）。

(1) 再交付申出書

再交付申出書は、別記第 2 号様式又はこれに準ずる様式による申出書（以下「再交付申出書」という。）によってするものとする。

(2) 再交付申出書の添付書面

再交付申出書には、次に掲げる書面の添付を要する（規則第 247 条第 7 項において準用する同条第 3 項第 6 号及び第 7 号）。

ア 再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本

を含む。)

なお、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は、その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要する。

イ 代理人によって申出をするときは、第 2 の 5 (5) に示す代理人の権限を証する書面

(3) 再交付の申出をすることができる者の確認

登記官は、一覧図の写しの再交付の申出があったときは、上記(2)の書面と当初の申出において提供された申出書に記載された申出人の表示とを確認し、その者が一覧図の写しの再交付の申出をすることができる者であることを確認するものとする。

9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じたため、その申出人が規則第 2 4 7 条各項の規定により再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をしたときは、登記官はこれに応じて差し支えない。この場合に、登記官は、それ以降当初の申出に係る一覧図の写しを交付してはならない。

なお、この場合の変更とは、例えば、被相続人の死亡後に子の認知があった場合、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に廃除があった場合などが該当する。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日			
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()			
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人			
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()			
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。			
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無			
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地			
<p>上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。</p> <p>申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">(地方)法務局 支局・出張所 宛</p>				
<p>受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。)</p> <p>戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)</p>				

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

受取

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
<p>上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。3か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">(地方) 法務局 支局・出張所 宛</p>			

受領	確認	交付

受取

法務省民二第 292 号

平成 29 年 4 月 17 日

(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)

(令和 2 年 10 月 22 日一部改正)

(令和 3 年 3 月 29 日一部改正)

(令和 6 年 3 月 21 日一部改正)

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(通達)

不動産登記規則の一部を改正する省令(平成 29 年法務省令第 20 号。以下「改正省令」という。)が、本年 5 月 29 日から施行されることとなりましたが、その事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)を、「令」とあるのは不動産登記令(平成 16 年政令第 379 号)を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則(平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号当職通達)をいいます。

記

第 1 改正の趣旨

相続登記が未了のまま放置されることは、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ、平成 28 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において相続登記の促進に取り組むとともに、同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において相続登記の促進のための制度を検討することとされた。これを受け、相続人の相続手続における手

続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相続登記について、これが未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進するため、不動産登記規則を改正し、法定相続情報証明制度を創設したものである。

第2 改正省令の施行に伴う事務の取扱い

1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間

- (1) 登記所には、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備えることとされた（規則第18条第35号）。また、法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むこととされた（規則第27条の6）。

法定相続情報一覧図を適正に保管するためには、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備える必要がある。この法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類としては、法定相続情報一覧図のほか、申出書、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）及び代理人の権限を証する書面が該当する。

- (2) 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から5年間とされた（規則第28条の2第6号）。

そのため、保存期間を経過した場合には、他の帳簿と同様に廃棄をすることとなる。

2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

- (1) 登記名義人の相続人等が登記の申請等をする場合において、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）又は法定相続情報番号（11桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下同じ。）を提供したとき（法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。）は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（相続人である旨の申出においては、規則第158条の19第2項第1号又は第3号イに掲げる情報をいう。以下同じ。）の提供に代えることができるとされた（規則第37条の3第1項、第158

条の 20 第 1 項)。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

- ア 一般承継人による表示に関する登記の申請（法第 30 条）
- イ 区分建物の表題登記の申請（法第 47 条第 2 項）
- ウ 一般承継人による権利に関する登記の申請（法第 62 条）
- エ 相続による権利の移転の登記（法第 63 条第 2 項）
- オ 権利の変更等の登記（債務者の相続）（法第 66 条）
- カ 所有権の保存の登記（法第 74 条第 1 項第 1 号）
- キ 相続人である旨の申出（法第 76 条の 3 第 1 項）
- ク 筆界特定の申請（法第 131 条第 1 項）
- ケ 地図等の訂正（規則第 16 条第 1 項）
- コ 登記識別情報の失効の申出（規則第 65 条第 1 項）
- サ 登記識別情報に関する証明（規則第 68 条第 1 項）
- シ 土地所在図の訂正等（規則第 88 条第 1 項）
- ス 不正登記防止申出（準則第 35 条）
- セ 事前通知に係る相続人からの申出（準則第 46 条）

- (2) 登記名義人の相続人等が、所有権の保存の登記の申請、相続による権利の移転の登記の申請又は相続人である旨の申出をする場合において、相続人の住所が記載された一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に限る。以下、この項目において同じ。）を提供したとき（法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。）は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた（規則第 37 条の 3 第 2 項、第 158 条の 20 第 2 項）。

なお、規則第 37 条の 3 第 2 項及び第 158 条の 20 第 2 項に掲げる申請等を含む上記(1)アからセまでに掲げるものを主とする申請・手続

において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供があったものとして取り扱って差し支えない。

- (3) 上記(1)又は(2)により、法定相続情報番号の提供を受けたときは、当該法定相続情報番号が付された法定相続情報一覧図を紙面に出力した帳票を、上記(1)アからセまでの申請書等と併せてつづり込むものとする。
- (4) 申請人等から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条(規則第158条の13において準用する場合を含む。)の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。
- (5) なお、一覧図の写し及び法定相続情報番号は飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない。

3 法定相続情報一覧図

- (1) 登記名義人等について相続が開始した場合において、その相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(規則第247条第3項第2号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本通達において同じ。)又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を申し出ることができることとされた(規則第247条第1項)。

その他の手続とは、その手続の過程において相続人を確認するために規則第247条第3項第2号及び同項第4号に掲げる書面(以下「戸除籍謄抄本」という。)の提出が求められるものをいい、例えば筆界特定の申請や地図等の訂正の申出のみならず、金融機関における預貯金の払戻し手続等も想定している。

また、当該相続人の地位を相続により承継した者とは、いわゆる数次相続が生じている場合の相続人が該当する。

- (2) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題

部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができるとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項）。

これらの登記所は、申出人の利便性も考慮して申出先登記所の選択肢を示したものである。

登記官は、専ら申出書に記載された情報や添付書面に基づき、これらの登記所のいずれかに該当することを確認することで足りる。

なお、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、これらの登記所に出頭してするほか、送付の方法によってすることもできる。

- (3) 法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）。

また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が記名することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 1 号）。

法定相続情報一覧図の作成にあっては、次の事項を踏まえる必要がある。

ア 被相続人と相続人とを線で結ぶなどし、被相続人を起点として相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載とする。ただし、被相続人及び相続人を単に列挙する記載としても差し支えない。

イ 被相続人の氏名には「被相続人」と併記する。

ウ 被相続人との続柄の表記については、戸籍に記載される続柄を記載することとする。

したがって、被相続人の配偶者であれば「夫」や「妻」、子であれば「長男」、「長女」、「養子」などとする。

ただし、続柄の記載は、飽くまで被相続人との続柄である必要があることから、戸籍に記載される続柄では表記することができない場合、例えば被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合は「姉」や「弟」とし、代襲相続がある場合であって被相続人の孫が代襲相続人となる場合は「孫」とする。

なお、申出人の任意により、被相続人の配偶者が相続人である場合にその続柄を「配偶者」としたり、同じく子である場合に「子」とすることも差し支えない。

エ 申出人が相続人として記載される場合、法定相続情報一覧図への申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えない。

オ 法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の記名には、住所を併記する。なお、作成者が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載する。

カ 相続人の住所を記載する場合は、当該相続人の氏名に当該住所を併記する。

キ 推定相続人の廃除がある場合、その廃除された推定相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄の記載は要しない。

ク 代襲相続がある場合、代襲した相続人の氏名に「代襲者」と併記する。この場合、被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなるが、その表記は例えば「被代襲者（何年何月何日死亡）」とすることで足りる。

ケ 法定相続情報一覧図は、日本産業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ 相続手続での利便性を高める観点から、被相続人の最後の住所に並べて、最後の本籍も記載することを推奨する。

なお、後記5(2)のとおり、被相続人の最後の住所を証する書面の添付を要しない場合には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載する必要があることに留意する。

(4) なお、法定相続情報一覧図には、相続開始の時点における同順位の相続人の氏名等が記載される。したがって、数次相続が生じている場合は、被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が提供及び添付されることとなる。

4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

(1) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、規則第247条第2項各号に掲げる事項を記載した申出書を提供してしなけれ

ばならないとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項）。

この申出書は、別記第 1 号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

(2) 申出書には、申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 1 号）。

(3) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出を代理人によってする場合は当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載することとされた。また、申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあつてはその親族若しくは戸籍法第 1 0 条の 2 第 3 項に掲げる者に限るとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 2 号）。

戸籍法第 1 0 条の 2 第 3 項に掲げる者とは、具体的には、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士である（各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む。）。

(4) 申出書には、利用目的及び交付を求める通数を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 3 号、第 4 号）。

登記官は、申出書に記載された利用目的が相続手続に係るものであり、その提出先が推認できることを確認するものとする。また、その利用目的に鑑みて交付を求める通数が合理的な範囲内であることも確認するものとする。

(5) 申出書には、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 5 号）。

被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産が複数ある場合には、そのうちの任意の一つを記載することで足りるが、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出をする場合には、当該登記所の管轄区域内の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

(6) 申出書には、申出の年月日を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 6 号）。

(7) 申出書には、送付の方法により一覧図の写しの交付及び規則第 2 4 7

条第 6 項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 2 項第 7 号）。

5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名するとともに、前記 3 に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第 2 4 7 条第 3 項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

- (1) 申出書には、被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書を添付することとされた。また、規則第 2 4 7 条第 1 項第 2 号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号、第 4 号）。

除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることにより、その謄本が添付されない場合は、当該謄本に代えて、「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書を添付することで差し支えない。

これに対し、例えば被相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合は、登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができない。

- (2) 申出書には、被相続人の最後の住所を証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 3 号）。

被相続人の最後の住所を証する書面とは、被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票が当たる。

これらの書面が市町村において廃棄されているため発行されないときは、申出書への添付を要しない。この場合は、申出書及び法定相続情報一覧図には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載するものとする。

- (3) 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 5 号）。

この書面には、当該申出人の戸籍の謄抄本又は記載事項証明書が該当するが、規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号及び第 4 号の書面により申出人が相続人の地位を相続により承継したことを確認することができるときは、添付を要しない。

- (4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の

氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第 247 条第 3 項第 6 号）。

なお、代理人が申出をする場合は、当該証明書は、当該代理人が原本と相違がない旨を記載した謄本であっても差し支えない。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人又は代理人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人又は代理人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) 代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書面を添付することとされた（規則第 247 条第 3 項第 7 号）。

ア 法定代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、法定代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(ア) 親権者又は未成年後見人

申出人たる未成年者に係る戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ) 成年後見人又は代理権付与の審判のある保佐人・補助人

申出人たる成年被後見人又は被保佐人・被補助人に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書（被保佐人・被補助人については、代理権目録付きのもの）

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産清算人

不在者財産管理人又は相続財産清算人の選任に係る審判書

(エ) 遺言執行者

遺言書の写し及び遺言者の死亡を証する情報、遺言書情報証明書

及び遺言者の死亡を証する情報又は遺言執行者の選任に係る審判書

イ 委任による代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、委任状に加え、委任による代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(ア) 親族

申出人との親族関係が分かる戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ) 戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げられる者

資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等

なお、代理人が各士業法の規定を根拠に設立される法人の場合は、

当該法人の登記事項証明書

ウ 代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、申出書にその住所を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第 2 4 7 条第 4 項）。

相続人の住所は、法定相続情報一覧図の任意的記載事項である。したがって、相続人の住所の記載がない場合は、相続人の住所を証する書面の添付は要しない。

7 一覧図の写しの交付等

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しを交付することとされた（規則第 2 4 7 条第 5 項前段）。

また、一覧図の写しには、申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印することとされた（規則第 2 4 7 条第 5 項後段）。

(1) 法定相続情報の内容の確認について

登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があったときは、速やかに、法定相続情報一覧図の内容を確認するものとする。

(2) 申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア 添付された法定相続情報一覧図の記載に、その他の添付書面から確認した法定相続情報の内容と合致していないなどの誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出人又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該法定相続情報一覧図の誤り等を訂正させ、清書された正しい法定相続情報一覧図の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合についても、同様とする。

イ 添付書面が不足している場合、登記官は、申出人又は代理人に不足

している添付書面を伝え、一定の補完期間を設けてその添付を求めるものとする。

ウ 上記ア又はイに係る不備の補完がされない場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 申出人又は代理人に対し、申出書及び添付書面を返戻する旨を通知するとともに、窓口において返戻を受ける場合はそのための出頭又は送付によって返戻を受ける場合は必要な費用の納付を求める。

(イ) 上記(ア)の求めに応じない場合は、申出があった日から起算して3か月を経過したのち、当該申出書及び添付書面を廃棄して差し支えない。

(3) 法定相続情報一覧図の保存について

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって確認した法定相続情報の内容と、法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しの作成のため、次の方法により法定相続情報一覧図を保存するものとする。

ア 法定相続情報番号の採番

登記官は、登記所ごとの法定相続情報番号を採番し、申出書の所定の欄に記入するものとする。

イ 法定相続情報一覧図の保存

(ア) 登記官は、添付された法定相続情報一覧図をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

(イ) 上記アで採番した法定相続情報番号、申出年月日、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所（最後の住所を証する書面を添付することができない場合は、最後の本籍）及び死亡の年月日を電磁的記録に記録するものとする。

(ウ) 上記(イ)に際し、被相続人の氏名に誤字俗字が用いられている場合は、これを正字等（原則として通用字体）に引き直して電磁的記録に記録する。

(4) 一覧図の写しの作成

ア 用紙

一覧図の写しは、偽造防止措置が施された専用紙を用いて作成する。

イ 認証文及びその他の付記事項

(ア) 一覧図の写しに付記する認証文は、次のとおりとする。

「これは、平成 年 月 日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」

なお、上記(2)アにより正しい法定相続情報一覧図を補完させた場合は、その補完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に、上記(2)イにより不足している添付書面を補完させた場合は、当該添付書面の発行がいつであるかにかかわらず、不足している添付書面が補完された日を申出があった日とみなすものとする。

(イ) 一覧図の写しに登記官が記載する職氏名は、次のとおりとする。

「何法務局（何地方法務局）何支局（何出張所）登記官 何某」

(ウ) 一覧図の写しには、次の注意事項を付記するものとする。

「本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。」

(5) 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却

登記官は、一覧図の写しを交付するときは、規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号から第 5 号まで及び同条第 4 項に規定する添付書面を返却することとされた（規則第 2 4 7 条第 6 項）。この一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、次により取り扱うものとする。

ア 登記所窓口における交付等の取扱い

窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは、その交付及び返却を受ける者から、運転免許証その他申出書に記載されている申出人又は代理人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の提示を受けることで、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認し、その上で申出書の「受取」欄へ一覧図の写し等を受領した旨を記載させることとする。

なお、代理人が戸籍法第 1 0 条の 2 第 3 項に掲げられる者である場合は、提示を受ける書面は資格者代理人団体所定の身分証明書等で代替して差し支えない。

ただし、上記にかかわらず、その他の措置を講じさせることにより

一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認することができる場合は、その措置によることができる。

イ 送付による交付等の取扱い

一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、送付の方法によりすることができることとされた（規則第 2 4 8 条）。この方法によるときは、申出書に記載された当該申出人又は代理人の住所に宛てて送付するものとする。この場合には、申出書の所定の欄に一覧図の写し及び添付書面を送付した旨を記載するものとする。

ウ 一覧図の写し又は添付書面を申出人又は代理人が受け取らない場合は、申出があった日から起算して 3 か月を経過したのち、廃棄して差し支えない。

8 一覧図の写しの再交付

規則第 2 4 7 条各項の規定（同条第 3 項第 1 号から第 5 号まで及び第 4 項を除く）は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用することとされた（規則第 2 4 7 条第 7 項）。

(1) 再交付申出書

再交付申出書は、別記第 2 号様式又はこれに準ずる様式による申出書（以下「再交付申出書」という。）によってするものとする。

(2) 再交付申出書の添付書面

再交付申出書には、次に掲げる書面の添付を要する（規則第 2 4 7 条第 7 項において準用する同条第 3 項第 6 号及び第 7 号）。

ア 再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本を含む。）

なお、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は、その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要する。

イ 代理人によって申出をするときは、第 2 の 5 (5) に示す代理人の権限を証する書面

(3) 再交付の申出をすることができる者の確認

登記官は、一覧図の写しの再交付の申出があったときは、上記(2)の書面と当初の申出において提供された申出書に記載された申出人の表示とを確認し、その者が一覧図の写しの再交付の申出をすることができる者であることを確認するものとする。

9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じたため、その申出人が規則第247条各項の規定により再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をしたときは、登記官はこれに応じて差し支えない。この場合に、登記官は、それ以降当初の申出に係る一覧図の写しを交付してはならない。

なお、この場合の変更とは、例えば、被相続人の死亡後に子の認知があった場合、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に廃除があった場合などが該当する。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日			
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()			
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人			
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()			
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。			
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無			
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地			
<p>上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。</p> <p>申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">(地方)法務局 支局・出張所 宛</p>				
<p>受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。)</p> <p>戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通)、戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通)、戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通)、住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)</p>				

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

受取

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
<p>上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。3か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">(地方) 法務局 支局・出張所 宛</p>			

受領	確認	交付

受取

申請書の情報

様式名 登記申請書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(売買)(双方代理用)

件名 (必須)

*件名は法務省には通知されません。利用者で管理しやすいよう自由に設定してください。

納付情報(*電子納付を行う際に必要となります)

氏名または法人団体名 (全角カナ24文字以内)

手続案内 ボタンを押すと、手続の案内を表示します。

クリア ボタンを押すと、入力内容がすべてクリアされます。

登記申請書

登記の目的
(全角入力)

所有権移転

項目挿入

原因
(全角入力)

令和〇年〇月〇日売買

項目削除

項目挿入

権利者
(全角入力)

住所	何市何町何番地	削除
氏名 (名称)	何某	
登記識別情報通知希望の有無	登記所での交付を希望する	削除
	登記取得用届出様式作成	
被合併会社	▼	名義人情報追加

項目削除

権利者追加

項目挿入

義務者
(全角入力)

住所	何市何町何番地	削除
氏名 (名称)	何某	
登記識別情報の提供の有無	有り	削除
	登記提供様式作成	
被合併会社	▼	名義人情報追加

項目削除

義務者追加

項目挿入

添付情報
(全角入力)

項目削除

* 特別...を提出するときは、各添付情報につき添付書面を提出する方法によるか否かの別も入力して...
 (前)登... (特別)
 なお、...時に添付書面の提出方法が決まっている場合には、その区分により持参又は送付と入力してください。
 (例) 登... (持参) 又は (送付)
 * 法人が...、当該法人の「会社法人等番号」を申請書に記載することで、当該法人の代表者の資格を証する...
 情報... あります。名義人項目に「会社法人等番号」の名義人情報を追加し、当該法人の「会社法人等番号」を設...

会社法人等番号入力

登記原因証明情報 (法定相続情報番号 (- -) ¹)

1 複数の法定相続情報番号を提供する必要がある場合は、列記してください。

住所証明情報 (法定相続情報番号 (- -) ²)

2 法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に、これを住所証明情報として利用するときは、こちらにも記載願います。

項目挿入

申請先登記所

登記所名

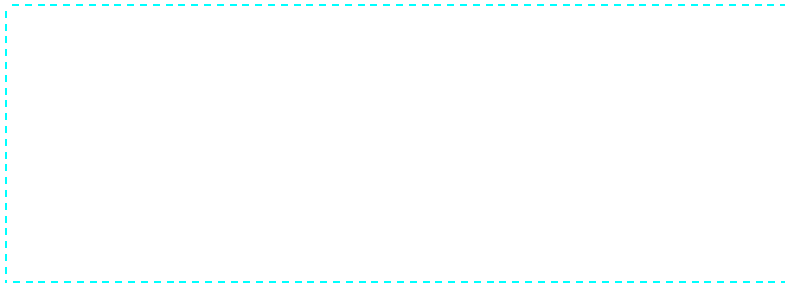
登記所コード

項目削除

登記所選択

登記所管轄一覧リンク

インターネットから、登記所の管轄を確認することができます。



登記申請書

登記の目的 所有権移転
原因 令和 年 月 日相続
相続人 (被相続人)

(申請人)

連絡先の電話番号 - -

添付情報

登記原因証明情報 (法定相続情報番号 (- -)¹)

1 複数の法定相続情報番号を提供する必要がある場合は、列記してください。

住所証明情報 (法定相続情報番号 (同上)²)

2 法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に、これを住所証明情報として利用するときは、こちらにも記載願います。

登記識別情報の通知を希望しません。

令和 年 月 日申請 法務局

課税価格 金 円

登録免許税 金 円

不動産の表示

不動産番号
所在地
地番
地目

不動産番号
所在地
家屋番号
種類
構造
床面積

令和6年4月1日現在

法定相続情報証明制度 に関する質疑事項集

(凡例)

法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について（平成30年3月29日付け法務省
民二第166号民事局長通達）

R3改正通達：不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明制度に関する事
務の取扱いについて（令和3年3月29日付け法務省民二第655号民事局長通達）

- 第 1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間
- 第 2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い
- 第 3 法定相続情報一覧図
- 第 4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出
- 第 5 添付書面について
- 第 6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について
- 第 7 一覧図の写しの交付等
- 第 8 一覧図の写しの再交付
- 第 9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合
- 第 10 連名による申出について
- 第 11 法定相続情報番号の提供による添付省略について

第 1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間

問1 一覧図の写しの再交付の申出があったとしても、当初の申出に係る法定相続情報一覧図や申出書等の保存期間が延長されることはないとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問2 法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込まれた書面については、法第153条及び第155条の適用はないとの理解でよいか。

御理解のとおり。

したがって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等に基づき、開示請求をすることができる。

第 2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

問3 民法の一部を改正する法律(平成25年法律第94号)を踏まえ、平成25年9月4日以前に開始した相続について、相続人たる被相続人の子が複数いる場合、一覧図の写しが提供された法定相続に基づく権利の移転の登記の申請等があったときは、嫡出子・嫡出でない子の法定相続分の確認のため、別途戸除籍謄抄本を求める必要があるか。

法定相続情報一覧図が列举形式であって、嫡出子・嫡出でない子の併記がないためにその別が判明しない場合には、求める必要がある。(関連問19参照)

※H25.12.11民二781局長通達及び同日付け民事第二課補佐官事務連絡「民法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記等の事務の取扱いについて」参照

問4 兄弟姉妹が相続人であって、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹と父母の双方を同じくする兄弟姉妹がいる場合について、一覧図の写しが提供された法定相続に基づく権利の移転の登記の申請等があったときは、法定相続分の確認のため、別途戸除籍謄抄本を求める必要があるか。

法定相続情報一覧図が列举形式であって、父母の一方のみを同じくするのか双方を同じくするのかの情報の併記がないためにその別が判明しない場合には、求める必要がある。(関連問20参照)

問5 相続関係説明図に一覧図の写しでは確認することができない身分事項等が記載されている場合(例えば、被相続人の子のうち一人が先に死亡している場合であって、一覧図の写しには当該子の存在が記載されていないが、相続関係説明図には当該子が記載されているとき)であっても、

差し支えない。

一覧図の写しを還付して差し支えないか。

問6 一覧図の写しに被相続人の最後の住所が記載され、これが登記記録上の住所と同一であった場合は、いわゆる被相続人の同一性について確認がとれたものと取り扱って差し支えないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

第3 法定相続情報一覧図

1 申出

問7 相続による権利の移転の登記等の申請（相続関係説明図の提出あり）と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされた場合、どのように対応すべきか。

なお、登記申請が電子申請による場合は、いわゆる特例方式により添付書面が提出されたときに併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされたものとする。

まず、相続による権利の移転の登記等の申請があったものとしてこれを登記することとし、その後、当該登記等の申請手続において原本還付された戸除籍謄抄本が当該申出書の添付書面として添付されているものとして取り扱って当該申出の内容を確認する流れと整理されるが、当該登記等の申請の審査の過程において併せて法定相続情報一覧図の内容の確認まで行って差し支えない。

結果的に、この場合には、戸除籍謄抄本は一式の添付で足りることとなる。

問8 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出がされた場合に、登記情報端末を用いて登記情報を参照するなどしてその登記名義人等を確認する必要があるか。

必要はない。

なお、不動産番号のみが記載された場合は、いわゆる登記所コードが合致しているかどうかを確認する。

問9 申出先登記所について、規則第247条第1項に規定される被相続人の本籍地とは、被相続人の死亡時点の本籍地（最後の本籍地）との理解でよいか。

御理解のとおり。

問10 規則第247条第3項第3号に規定する被相続人の最後の住所を証する書面が添付されない場合は、申出先登記所を被相続人の最後の住所地を管轄する登記所とすることはできないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

- | | |
|--|---|
| <p>問11 申出人が東日本大震災における原子力発電所の事故により避難している避難者については、当該避難者の避難場所の地を管轄する登記所に対して申出をすることができるかと考えるがどうか。</p> | <p>御理解のとおり。
 なお、この場合には、規則第247条第3項第6号に規定する添付書面として、届出避難場所証明書の添付を求められることとなる。</p> |
| <p>問12 数次相続において、それぞれの相続に係る申出先登記所が異なる場合（例えば、一次相続において、その被相続人Aが所有権の登記名義人となっている不動産を管轄する甲登記所に申出をしようとした場合に、併せて申出をしようとする二次相続の被相続人Bについては、規則第247条第1項本文に掲げられる申出先登記所のいずれにも甲登記所が当たらないときなど）は、一次相続（又は二次相続）に係る申出先登記所において、便宜二次相続（又は一次相続）に係る申出も受領して差し支えないか。</p> | <p>各次の相続に係る申出が併せてされる場合に限り、受領して差し支えない。</p> |
| <p>問13 申出書及び添付書面は、使用者が持参することができるかと考えるがどうか。</p> | <p>御理解のとおり。</p> |
| <p>問14 法定相続情報を登記官が確認している途中で、申出人が申出の取りやめを求めた場合は、これを認めて差し支えないか。</p> | <p>差し支えない。その場合には、申出書及び添付書面の全てを申出人に返却する。</p> |
| <p>問15 申出の取りやめは、書面による必要があるか。また、委任による代理人から申出の取りやめをする場合は、取りやめに関する特別な授権が必要か。</p> | <p>いずれもその必要はない。</p> |
| <p>問16 昭和22年5月2日までの間のいわゆる旧民法（明治31年法律第9号）下において生じた相続についても、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることができるかと考えるがどうか。</p> | <p>御理解のとおり。</p> |

2 法定相続情報一覧図

- | | |
|--|--|
| <p>問17 続柄について、相続人たる子を「実子」として記載された場合に、訂正を求める必要はあるか。</p> | <p>訂正を求める必要がある。
 相続手続によっては、実子ではないが実子とみなされる者がいる場合があるところ、一般的に「実子」と記載した場合にこれが実子とみなされる者までを含む表現であるかどうかについては、必ずしも定着した取扱いがないと考え</p> |
|--|--|

		られる。そのため、「実子」と記載された場合には、戸籍に記載される続柄又は「子」に訂正を求める必要がある。
問18	続柄について、相続人に嫡出でない子がいる場合であつて、戸籍においては当該子の父母との続柄が「男」や「女」となっているが、法定相続情報一覧図においてこれが「長男」や「二女」と記載されたときは、どのように対応すべきか。	飽くまで戸籍の記載に基づき「男」や「女」となることに理解を求め、申出人の任意により「子」とすることも差し支えない旨併せて案内をするなどして訂正を求めることとなる。
問19	列挙形式の一覧図に関し、相続人である子について、「嫡出子」や「嫡出でない子」との併記があつた場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要はない。
問20	列挙形式の一覧図に関し、兄弟姉妹が相続人であつて、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹と父母の双方を同じくする兄弟姉妹がいる場合に、その旨の併記があつたとき、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要はない。
問21	令和3年の規則改正により作成者の署名又は記名押印が記名のみで改められたところ、法定相続情報一覧図の作成者が当該一覧図に相続人として記載される場合においても、作成者としての記名は、省略することはできないという理解でよいか。	御理解のとおり。
問22	申出人が相続人として記載されない場合において、法定相続情報一覧図に作成者として記名したときは、申出人の記名は、当該作成者の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えないか。	差し支えない。
問23	相続人について、法定相続分の併記があつた場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問24	被相続人の最後の住所が記載され、かつ、規則第247条第3項第3号に規定する書面が添付されている場合に、被相続人の本籍地の併記があつたとき、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要はない。
問25	生年月日の記載について、例えば「S30.4.17」というような略記がされた場合に、訂正を求める必要があるか。	訂正を求める必要はない。

問26	被相続人の子のうち一人が被相続人よりも先に死亡しており、かつ、当該子に代襲者がいない場合に、一覧図に当該子の氏名、死亡年月日等の記載があったときは、その記載の訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問27	離婚した元配偶者や被相続人よりも先に死亡した配偶者の氏名等が記載された場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。 ただし、具体的な氏名、生年月日や死亡年月日が記載されていない場合（単に「元配偶者」や「(女)」と書かれている場合など、その記載によって相続人の子の一人との誤認を受けないもの）は、訂正（削除）を求める必要はない。
問28	相続人について、相続欠格や相続放棄との併記があった場合に、これらの事由を証する書面が添付されていたとしても、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問29	廃除された推定相続人の氏名等が記載され、何年何月何日に廃除された旨の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問30	被代襲者の記載について、「被代襲者」の表記に加え、その者の氏名が記載されている場合に、当該氏名の訂正（削除）を求める必要があるか。	廃除の場合は、訂正（削除）を求める必要がある。
問31	被相続人の登記記録上の住所の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問32	戸籍に記載のある氏名の字は誤字又は俗字であるが、法定相続情報一覧図に記載された氏名の字が正字であった場合は、どのように対応すべきか。	法定相続情報一覧図への氏名の記載は、戸籍に記載のある字体でも、正字に引き直されたものでも、いずれでも差し支えない。
問33	法定相続情報一覧図は、手書きによるものでも差し支えないか。	差し支えない。
問34	法定相続情報一覧図は、鉛筆書きによるものは認められないと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問35	婚姻関係を示す線が一本線で表記された場合に、二本線	求める必要はない。

(二重線) への訂正を求める必要があるか。

問36 いわゆる旧民法下において、同一人について隠居による家督相続と死亡による遺産相続が生じている場合の取扱いは、次のとおりでよいか。

1 作成すべき法定相続情報一覧図について

原則、隠居による家督相続を表す一覧図及び死亡による遺産相続を表す一覧図の両方を作成すべきであるが、申出人の任意により、隠居による家督相続を表す一覧図のみの作成を認めても差し支えない(死亡による遺産相続を表す一覧図のみの作成は認められない。)

両方を作成するときは、各葉に1/2、2/2などと付番させ、交付の際には2枚を合綴して一通にまとめて認証する。

2 相続発生事由の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、死亡の年月日に代えて隠居の年月日を記載し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は隠居の年月日の付近に家督相続である旨を併記する。

死亡による遺産相続を表す一覧図については、死亡の年月日はそのままに、相続人の続柄に遺産相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に遺産相続である旨を併記する。

3 被相続人の本籍の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、被相続人の最後の本籍(施行通達第2の5(2))ではなく、便宜、隠居時の本籍を記載することとしてもよい。

御理解のとおり。

なお、隠居による家督相続ののち、いわゆる新民法下において同一人が死亡(昭和23年1月1日以降)した場合の取扱いもこれに準じることとなる。

問37 いわゆる旧民法下において、死亡による家督相続が生じている場合は、死亡による家督相続を表す一覧図を作成し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に家督相続である旨を併記することによいか。

御理解のとおり。

第4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

問38 R3改正通達の施行後において、従前のおり署名や押印がされた書面によりされた申出は、適正な申出として取り扱って差し支えないか。

差し支えない。

問39 委任による代理人における「親族」とは民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族であるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問40	<p>特別代理人（民法第826条等）は、申出を代理することができるかと考えるがどうか。</p>	御理解のとおり。
問41	<p>例えば、被相続人（便宜、法務太郎とする。）の姉（便宜、法務花子とする。）が唯一の相続人であったが、この姉も後に死亡したことで、相続人不存在となり、相続財産清算人が選任されているとき、当該清算人が相続財産法人を代理して被相続人法務太郎の法定相続情報一覧図に係る申出をする場合の取扱いは、次のとおりでよいか。</p> <p>1 申出書の記載</p> <p>(1) 申出人の表示は、氏名として「亡 法務花子 相続財産」、住所として法務花子の最後の住所、続柄として「姉」とする。</p> <p>(2) 代理人の表示は、当該清算人の氏名及び住所（事務所）を記載するほか、相続財産清算人であること及び資格者代理人である場合はその資格名称を併記し、法定代理人をチェックする。</p> <p>2 法定相続情報一覧図の記載</p> <p>作成者として、当該清算人の資格名称、氏名及び住所（事務所）を記載するほか、「亡法務花子相続財産清算人（申出人）」と併記する。</p>	御理解のとおり。
問42	<p>利用目的のその他欄について、単に「相続手続のため」と記載された場合、更に具体的な手続の名称の記載を求める必要があるか。</p>	<p>求める必要がある。</p> <p>単に「相続手続のため」と記載されただけでは、提出先を推認することができないため、例えば、「株式の相続手続」等具体的な記載を求める。</p>
問43	<p>利用目的について、「遺産分割調停の申立てのため」との記載があった場合に、申出を受領して差し支えないと考えるがどうか。</p>	御理解のとおり。
問44	<p>郵送による申出の場合に、申出の年月日は、郵送された申出書及び添付書面を受領した日であるとの理解でよいか。</p>	御理解のとおり。
問45	<p>遺言執行者（民法第1006条等）は、申出人になることはできないが、申出を代理することができるかと考えるがどうか。</p>	御理解のとおり。
問46	<p>遺言執行者が代理して申出がされた場合において、登記官は、専ら代理人が遺言執行者の地位にあることを添付された書面により確認すれば足り、当該代理人が具体的に相続手続を行う権限を有しているかやその必要があるかどうか</p>	御理解のとおり。

かについてまで確認する必要はないとの理解でよいか。

第5 添付書面について

1 被相続人の戸除籍謄本、相続人の戸籍謄抄本等

- 問47 被相続人の除籍謄本について、いわゆる生殖可能年齢よりも前のものが添付されていなかった場合は、その添付を求める必要があるか。
- 除籍等が滅失等している場合を除き、求める必要がある（規則第247条第3項第2号）。
- 問48 数次相続の場合、複数の被相続人に係る法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出が同時にされることがあり得るが、添付書面たる戸除籍謄抄本の一部がそれぞれの申出において兼ねられる場合、当該謄抄本については複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。
- 差し支えない。
- 問49 市町村の取扱いにより、除籍等の謄本を交付することができない旨の市町村長の証明書が発行されない場合は、除籍等の謄本の交付請求書等に対して、市町村の担当者により交付不能の文言が記載されたものをもって代替することとして差し支えないか。
- 差し支えない。
- 問50 被相続人の戸除籍謄本に関し、旧樺太に本籍を有していた者であって、就籍許可により新たな戸籍が編製されている場合には、一部の除籍等を添付することができないこととなるが、施行通達第2の5(1)にある「除籍又は改製原戸籍の一部を滅失等していることにより、その謄本が添付されない場合」に準ずるものとして取り扱った上で、一部の除籍等を添付することができないことは明らかであることから、その旨の市町村長の証明書の添付を求めることなく法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができると考えるがどうか。
- 御理解のとおり。
- 問51 施行通達第2の5(1)において、被相続人が日本国籍を有しない場合は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができないとの例示があるが、相続人のうちの一人でも日本国籍を有しない場合も同様であるか。
- 同様である。
- 問52 施行通達第2の5(1)に関連し、相続人が帰化者である場合は、その者の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することができるため、法定相続情報一覧図の保管及び
- 御理解のとおり。

一覧図の写しの交付をすることができるか。

問53 兄弟姉妹が相続人となる場合は、被相続人の父母に係る戸除籍謄本を求める必要があるか。

御理解のとおり。

2 申出書記載の申出人氏名・住所と同一の氏名・住所が記載された証明書

問54 規則第72条第2項第1号及び第2号に規定する書面等は、いずれも規則第247条第3項第6号に規定する書面（以下「申出人氏名住所確認書面」という。）に該当するかどうか。

申出人の住所及び氏名の記載があることを前提に、御理解のとおり。

問55 申出人氏名住所確認書面と規則第247条第4項の規定による住所を証する書面を一通の住民票記載事項証明書で兼ねることは可能か。

可能である。
ただし、申出人氏名住所確認書面は、申出人に返却されないため、設問の場合に申出人が住民票記載事項証明書の返却を求めるときは、当該住民票記載事項証明書の謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）も添付させる必要がある。

問56 申出人氏名住所確認書面について、申出人に代わって代理人が謄本に原本と相違がない旨を記載することも認められるか。

御理解のとおり。

問57 同一の申出人から、同一の登記所に対して同時に2件以上の法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされる場合において、各申出に共通する申出人氏名住所確認書面があるときは、複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。

いずれについても差し支えない。

なお、その場合において、職員は、申出書に1/2、2/2等の任意の番号を付した上で、添付を省略された書面については1/2の申出書と併せて提出された旨を2/2の申出書の余白に適宜記載するなどの方法により明らかにすること。

また、規則第247条第3項第7号に規定する代理人の権限を証する書面についても同様の取扱いとして差し支えないか。

3 代理人権限証明書面

問58 親族による代理について、代理人の権限を証する書面が例えば規則第247条第3項第4号の規定により提出され

差し支えない。
ただし、代理人の権限を証

る戸籍謄抄本と同一である場合に、当該代理人の権限を証する書面の添付は省略することができるとして差し支えないか。

する書面は、その謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）がなければ代理人に返却されないため、左記の場合に代理人が戸籍抄本の返却を求めるときは、当該謄本も添付させる必要がある。

問59 R3改正通達により各書面における認印の押印が不要となったが、委任状についても押印は不要という理解でよいか。

御理解のとおり。

なお、委任状の記載事項その他添付書面等からその真正性に疑義が生じた場合には、委任状を提出した代理人から委任を受けた経緯を聞き取るなどにより、委任状の真正性を確認すること。

問60 委任状への記名は、署名に代えることができると思うがどうか。

御理解のとおり。

問61 委任状に記載する委任事項は、単に被相続人何某の相続手続に関することとあるだけでは足りず、法定相続情報一覧図の保管等申出の件であるとか、相続登記の申請などの具体的な相続手続の件であることを記載する必要があると考えるがどうか。

御理解のとおり。

問62 代理人の権限を証する書面のうち、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したもの（例えば、成年後見人が代理する場合における後見登記等ファイルの登記事項証明書）は、作成から3か月以内のものである必要があるか。

必要はない。

問63 委任による代理人として戸籍法第10条の2第3項に掲げられる資格者代理人が申出をするときに、代理人の権限を証する書面として、当該資格者代理人の職印に係る印鑑証明書（以下「職印証明書」という。）を添付しようとする場合は、いわゆるカード形式の身分証の写しと同様に、当該職印証明書の写し（原本と相違ない旨の記載はないもの）でも差し支えないと考えるがどうか。

前段について、御理解のとおり。

後段について、司法書士法人等の登記事項証明書は、単に資格者代理人であることを証するのみならず、当該法人の代表者の資格を証することをも兼ねるものであるため、原本の添付が必要となる（原本返却を求める場合は、施行通達第2の5(5)ウによる。）。

また、代理人が司法書士法人等の場合に添付される当該法人の登記事項証明書についてはどうか。

問64 司法書士法人等が代理する場合に、当該法人の会社法人等番号が申出書に記載されたとしても、当該法人の登記事

いずれも御理解のとおり。

項証明書の添付は省略することができないと考えるがどうか。

また、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があった場合に、当該申請に係る添付情報として会社法人等番号が提供されたときも同様と考えるがどうか。

- 問65 保佐人・補助人の代理権目録の記載は、「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出に関する件」という具体的な記載まで求める必要があるか。
- 問66 成年後見人等に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書に代えて、選任に係る審判書及び確定証明書が添付された場合は、これを代理人の権限を証する書面として取り扱って差し支えないか。
- 問67 施行通達第2の5(5)ウにより委任状の原本の返却の求めがあった場合は、当該委任状は他の用途に利用する必要があるという理解をして、返却に応じて差し支えないか。
- 問68 委任による代理人から、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされた場合に、当該登記申請には委任状の原本及び謄本（原本と相違ない旨の記載あり）が添付され、当該申出には委任状の謄本（施行通達第2の5(5)ウにのっとりしたもの）が添付されたときは、当該申出について委任状の原本が添付されたものと取り扱って差し支えないと考えるがどうか。

求める必要はない。

法定相続情報証明制度は、相続手続に利用するものであるため、当該相続手続に関する代理権が認められていれば足りる（例えば、「財産の管理・処分」や、「相続に伴う不動産登記の申請」との記載など）。

差し支えない。

差し支えない。

御理解のとおり。

第6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

- 問69 法定相続情報一覧図における相続人の住所は、相続人の住所を証する書面にあるとおり記載される必要があると考えるがどうか。
- 問70 相続人が複数いる場合に、住所が記載される相続人と記載されない相続人が混在しても差し支えないか。

御理解のとおり。

差し支えない。

問71	本制度において、住所を証する書面に代えて、住民票コードによって住所を確認する取扱いは認められないと考えるかどうか。	御理解のとおり。
問72	本制度において、印鑑証明書は、住所を証する書面として取り扱うことができると考えるかどうか。	御理解のとおり。
問73	法定相続情報一覧図において、既に死亡している相続人の最後の住所を記載しても差し支えないか。	差し支えない。
第7 一覧図の写しの交付等		
1 不備がある場合の取扱い		
問74	法定相続情報一覧図の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。	認められない。 法定相続情報一覧図の訂正をする場合は、新たに作成し直すか、修正テープ等により直接修正することとなる。
問75	申出書の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。	認められる。
問76	申出書に不備がある場合に、それが軽微な誤字・脱字であるならば、登記所職員において便宜直して差し支えないか。	差し支えない。
問77	施行通達第2の7(2)ウ(ア)における申出書及び添付書面を返戻する旨の通知は、書面による必要があるか。	必要はない。
問78	施行通達第2の7(2)ウ(イ)において、不備が補完されない場合には、申出があった日から起算して3か月を経過したのち、申出書及び添付書面を廃棄して差し支えないとあるが、具体的な廃棄の時期は例えば年1回など適宜まとめることとして差し支えないか。	差し支えない。
2 法定相続情報一覧図の保存		
問79	法定相続情報一覧図をスキャナを用いて保存する際に、添付された法定相続情報一覧図の上下左右の全面にわたって記載されているためにスキャナで読み取った際に見切れが生じるなどの場合には、必要に応じて縮小をして読み取することは差し支えないか。	差し支えない。

3 一覧図の写しの交付等

- 問80 登記所窓口における交付及び返却について、これらを使用者が受け取ることは可能であると考えるがどうか。 御理解のとおり。
- 問81 登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、申出の際に添付された申出人氏名住所確認書面と当該交付及び返却の際に提示されたものが同一でない（例えば申出書には申出人氏名住所確認書面として住民票記載事項証明書が添付されているが、登記所窓口において運転免許証の提示を受けたときなど）としても、氏名及び住所により申出人との同一性を確認することができれば、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をして差し支えないか。 差し支えない。
- 問82 申出書の「受取」欄への一覧図の写し等を受領した旨の記載に関して、従前のおり当該欄への署名をもってその記載として差し支えないか。 差し支えない。
- 問83 申出書に申出人又は代理人の押印がされている場合において、従前のおり当該印鑑と同一の印を申出書の「受取」欄に押印させることは、R3改正通達による改正後の施行通達第2の7(5)アのただし書における「その他の措置」に該当するものとして取り扱って差し支えないか。 差し支えない。
- 問84 登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、その準備が整ったことを申出人等に連絡することに加え、申出書の受領時等に事前に交付等予定日を伝えても差し支えないか。 差し支えない。
- 問85 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を送付の方法によりする場合に、書留郵便や普通郵便などの別は、専ら申出人の意向によって取り扱うものとの理解でよいか。 書留郵便等発送記録が残る方法によることが望ましいが、御理解のとおり。
- 問86 施行通達第2の7(5)ウの「申出があった日から起算」について、申出の内容に不備があり、補完をした場合には、当該補完をした日が申出があった日とみなされるため、当該補完をした日が起算日となるとの理解でよいか。 御理解のとおり。

第8 一覧図の写しの再交付

- 問87 一覧図の写しの再交付は、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間が満了するまでの間、応ずることができるとの理解でよいか。 保存期間の満了後であっても、登記官において、法務局に保管されている法定相続情

報が確認できる場合は、再交付に応じて差し支えない。

問88 申出人以外の相続人は、再交付の申出をすることができないとの理解でよいか。

御理解のとおり。

申出人以外の相続人が一覧図の写しの交付を受けたい場合には、当初の申出人から再交付の申出に係る委任を受けるか、又は改めて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることとなる。

問89 申出人の相続人は、再交付の申出をすることが可能か。
可能である場合、どのような添付書面を求めることとなるか。

可能である。

その者が申出人の相続人であることを証する書面及びその者の申出人氏名住所確認書面の添付を求めることとなる。

問90 施行通達第2の8(3)における再交付の申出をすることができる者の確認は、電磁的記録に保存した一覧図によって当初の申出人の氏名及び住所を確認することができる場合は、当初の申出において提供された申出書を確認する必要はないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

第9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

問91 再度の申出における添付書面は、当初の申出同様、規則第247条第3項各号に掲げられる書面が必要となるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問92 H30改正通達による取扱いの変更を踏まえて、当初の申出人が、既に登記所に保管している法定相続情報一覧図の続柄の記載を改めたり、被相続人の本籍を追記したりしたという場合には、再度の申出を認めて差し支えないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

第10 連名による申出について

問93 申出人を複数の相続人とする、いわば連名による申出は可能か。
可能である場合、申出書はどのように提供・記載すべき

可能である。

申出書に別紙を付ける等して、申出人の表示を列挙する

	か。	方法による。
問94	連名による申出において、申出人の住所地を管轄する登記所に申出をする場合は、連名の申出人のいずれか一人の住所地が当該登記所の管轄地に属することで足りると考えるかどうか。	御理解のとおり。
問95	連名による申出の場合は、その申出の取りやめは、連名の申出人の全員から求める必要があると考えるかどうか。	御理解のとおり。
問96	連名による申出において、連名の申出人のうち一人が委任によって当該申出人の代理人を立てることは可能であると考えるかどうか。	御理解のとおり。
問97	連名による申出において、施行通達第2の7(5)アによる申出書の「受取」欄への受領した旨の記載は、連名の申出人のうちいずれか一人がすることで足りると考えるかどうか。	御理解のとおり。
第11 法定相続情報番号の提供による添付省略について		
問98	申出人以外からの再発行の申出は認められていないが、相続登記等の申請の際に、申出人以外から法定相続情報番号の提供があった場合は、これを認めて良いと考えるかどうか。	御理解のとおり。
問99	申出人が法定相続情報番号を失念したなどとして、当該番号の問合せがあった場合は、再交付の申出により番号を確認するよう案内して差し支えないか。また、誤った番号が提供された場合も、同様に差し支えないか。	いずれも差し支えない。 なお、誤った番号の提供があった場合には、当該番号に紐付けられた一覧図の内容の一切を申請人に伝えることのないよう御留意されたい。
問100	保存期間が満了した一覧図に係る法定相続情報番号が提供された場合、戸除籍謄本や紙媒体の一覧図の写しを添付する等の補正を促し、補正がされない場合は、当該申請を却下することとして差し支えないか。	保存期間満了後のものであっても、登記官において、申請人から提供された法定相続情報番号に対応する、法務局に保管されている法定相続情報を確認できる場合は、当該申請を受理して差し支えない。 なお、法定相続情報を確認できない場合については、御理解のとおり。

- | | |
|---|--|
| <p>問101 提供された法定相続情報番号に誤り等があった場合に、補正により正しい番号が提供されるか、必要な戸除籍謄本等又はこれに代わる紙媒体の一覧図の写しの提出があった場合は、申請を受理することができるかと考えるがいかがか。</p> | <p>御理解のとおり。</p> |
| <p>問102 登記申請と同時又は申請後に申出があった場合に、当該申請の補正期間内であれば、当該申請において、申請後に新たに作成された法定相続情報番号を使用することができるかと考えるがどうか。</p> | <p>問7の取扱いのとおり、先に登記申請について事務処理を行い、原本還付された戸除籍謄本等を申出の添付書面として取り扱うのが相当である。</p> |
| <p>問103 オンライン申請において、法定相続情報番号の提供により、登記原因証明情報の全部又は一部として申請時に添付する一覧図のPDFについても省略できると考えるがどうか。また、遺産分割協議書や相続放棄申述書等の添付が必要な申請においては、別途それらの書面のPDF又は「遺産分割」「相続放棄」等の記載をした相続関係説明図のPDFの添付を要すると考えるがどうか。</p> | <p>御理解のとおり。</p> |

法定相続情報証明制度 に関する質疑事項集

(凡例)

法：不動産登記法（平成16年法律第123号）

令：不動産登記令（平成16年政令第379号）

規則：不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号）による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）

準則：不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）

施行通達：不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（平成29年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達）

H30改正通達：法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について（平成30年3月29日付け法務省民二第166号民事局長通達）

R3改正通達：不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いについて（令和3年3月29日付け法務省民二第655号民事局長通達）

- 第 1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間
- 第 2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い
- 第 3 法定相続情報一覧図
- 第 4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出
- 第 5 添付書面について
- 第 6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について
- 第 7 一覧図の写しの交付等
- 第 8 一覧図の写しの再交付
- 第 9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合
- 第 10 連名による申出について
- 第 11 法定相続情報番号の提供による添付省略について

質 疑

回 答

第 1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間

問1 一覧図の写しの再交付の申出があったとしても、当初の申出に係る法定相続情報一覧図や申出書等の保存期間が延長されることはないとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問2 法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込まれた書面については、法第153条及び第155条の適用はないとの理解でよいか。

御理解のとおり。

したがって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等に基づき、開示請求をすることができる。

第 2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

問3 民法の一部を改正する法律(平成25年法律第94号)を踏まえ、平成25年9月4日以前に開始した相続について、相続人たる被相続人の子が複数いる場合、一覧図の写しが提供された法定相続に基づく権利の移転の登記の申請等があったときは、嫡出子・嫡出でない子の法定相続分の確認のため、別途戸除籍謄抄本を求める必要があるか。

法定相続情報一覧図が列挙形式であって、嫡出子・嫡出でない子の併記がないためには、その別が判明しない場合には、求める必要がある。(関連問19参照)

H25.12.11民二781局長通達及び同日付け民事第二課補佐官事務連絡「民法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記等の事務の取扱いについて」参照

問4 兄弟姉妹が相続人であって、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹と父母の双方を同じくする兄弟姉妹がいる場合について、一覧図の写しが提供された法定相続に基づく権利の移転の登記の申請等があったときは、法定相続分の確認のため、別途戸除籍謄抄本を求める必要があるか。

法定相続情報一覧図が列挙形式であって、父母の一方のみを同じくするのか双方を同じくするのかの情報の併記がないためには、求める必要がある。(関連問20参照)

問5 相続関係説明図に一覧図の写しでは確認することができない身分事項等が記載されている場合(例えば、被相続人の子のうち一人が先に死亡している場合であって、一覧図の写しには当該子の存在が記載されていないが、相続関係説明図には当該子が記載されているとき)であっても、

差し支えない。

一覧図の写しを還付して差し支えないか。

問6 一覧図の写しに被相続人の最後の住所が記載され、これが登記記録上の住所と同一であった場合は、いわゆる被相続人の同一性について確認がとれたものと取り扱って差し支えないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

第3 法定相続情報一覧図

1 申出

問7 相続による権利の移転の登記等の申請（相続関係説明図の提出あり）と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされた場合、どのように対応すべきか。

なお、登記申請が電子申請による場合は、いわゆる特例方式により添付書面が提出されたときに併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされたものとする。

まず、相続による権利の移転の登記等の申請があったものとしてこれを登記することとし、その後に、当該登記等の申請手続において原本還付された戸除籍謄抄本が当該申出書の添付書面として添付されているものとして取り扱って当該申出の内容を確認する流れと整理されるが、当該登記等の申請の審査の過程において併せて法定相続情報一覧図の内容の確認まで行って差し支えない。

結果的に、この場合には、戸除籍謄抄本は一式の添付で足りることとなる。

問8 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出がされた場合に、登記情報端末を用いて登記情報を参照するなどしてその登記名義人等を確認する必要があるか。

必要はない。

なお、不動産番号のみが記載された場合は、いわゆる登記所コードが合致しているかどうかを確認する。

問9 申出先登記所について、規則第247条第1項に規定される被相続人の本籍地とは、被相続人の死亡時点の本籍地（最後の本籍地）との理解でよいか。

御理解のとおり。

問10 規則第247条第3項第3号に規定する被相続人の最後の住所を証する書面が添付されない場合は、申出先登記所を被相続人の最後の住所地を管轄する登記所とすることはできないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

問11	<p>申出人が東日本大震災における原子力発電所の事故により避難している避難者については、当該避難者の避難場所の地を管轄する登記所に対して申出をすることができると考えるかどうか。</p>	<p>御理解のとおり。 なお、この場合には、規則第247条第3項第6号に規定する添付書面として、届出避難場所証明書の添付を求めることとなる。</p>
問12	<p>数次相続において、それぞれの相続に係る申出先登記所が異なる場合（例えば、一次相続において、その被相続人Aが所有権の登記名義人となっている不動産を管轄する甲登記所に申出をしようとした場合に、併せて申出をしようとする二次相続の被相続人Bについては、規則第247条第1項本文に掲げられる申出先登記所のいずれにも甲登記所が当たらないときなど）は、一次相続（又は二次相続）に係る申出先登記所において、便宜二次相続（又は一次相続）に係る申出も受領して差し支えないか。</p>	<p>各次の相続に係る申出が併せてされる場合に限り、受領して差し支えない。</p>
問13	<p>申出書及び添付書面は、使用者が持参することができると考えるかどうか。</p>	<p>御理解のとおり。</p>
問14	<p>法定相続情報を登記官が確認している途中で、申出人が申出の取りやめを求めた場合は、これを認めて差し支えないか。</p>	<p>差し支えない。その場合には、申出書及び添付書面の全てを申出人に返却する。</p>
問15	<p>申出の取りやめは、書面による必要があるか。また、委任による代理人から申出の取りやめをする場合は、取りやめに関する特別な授權が必要か。</p>	<p>いずれもその必要はない。</p>
問16	<p>昭和22年5月2日までの間のいわゆる旧民法（明治31年法律第9号）下において生じた相続についても、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることができると考えるかどうか。</p>	<p>御理解のとおり。</p>
<p>2 法定相続情報一覧図</p>		
問17	<p>続柄について、相続人たる子を「実子」として記載された場合に、訂正を求める必要はあるか。</p>	<p>訂正を求める必要がある。 相続手続によっては、実子ではないが実子とみなされる者がいる場合があるところ、一般的に「実子」と記載した場合にこれが実子とみなされる者までを含む表現であるかどうかについては、必ずしも定着した取扱いがないと考え</p>

		られる。そのため、「実子」と記載された場合には、戸籍に記載される続柄又は「子」に訂正を求める必要がある。
問18	続柄について、相続人に嫡出でない子がいる場合であって、戸籍においては当該子の父母との続柄が「男」や「女」となっているが、法定相続情報一覧図においてこれが「長男」や「二女」と記載されたときは、どのように対応すべきか。	飽くまで戸籍の記載に基づき「男」や「女」となることに理解を求め、申出人の任意により「子」とすることも差し支えない旨併せて案内をするなどして訂正を求めることとなる。
問19	列挙形式の一覧図に関し、相続人である子について、「嫡出子」や「嫡出でない子」との併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要はない。
問20	列挙形式の一覧図に関し、兄弟姉妹が相続人であって、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹と父母の双方を同じくする兄弟姉妹がいる場合に、その旨の併記があったとき、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要はない。
問21	令和3年の規則改正により作成者の署名又は記名押印が記名のみで改められたところ、法定相続情報一覧図の作成者が当該一覧図に相続人として記載される場合においても、作成者としての記名は、省略することはできないという理解でよいか。	御理解のとおり。
問22	申出人が相続人として記載されない場合において、法定相続情報一覧図に作成者として記名したときは、申出人の記名は、当該作成者の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えないか。	差し支えない。
問23	相続人について、法定相続分の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問24	被相続人の最後の住所が記載され、かつ、規則第247条第3項第3号に規定する書面が添付されている場合に、被相続人の本籍地の併記があったとき、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要はない。
問25	生年月日の記載について、例えば「S30.4.17」というような略記がされた場合に、訂正を求める必要があるか。	訂正を求める必要はない。

問26	被相続人の子のうち一人が被相続人よりも先に死亡しており、かつ、当該子に代襲者がいない場合に、一覧図に当該子の氏名、死亡年月日等の記載があったときは、その記載の訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問27	離婚した元配偶者や被相続人よりも先に死亡した配偶者の氏名等が記載された場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。 ただし、具体的な氏名、生年月日や死亡年月日が記載されていない場合（単に「元配偶者」や「(女)」と書かれている場合など、その記載によって相続人の中の一人との誤認を受けないものは、訂正（削除）を求める必要はない。
問28	相続人について、相続欠格や相続放棄との併記があった場合に、これらの事由を証する書面が添付されていたとしても、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問29	廃除された推定相続人の氏名等が記載され、何年何月何日に廃除された旨の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問30	被代襲者の記載について、「被代襲者」の表記に加え、その者の氏名が記載されている場合に、当該氏名の訂正（削除）を求める必要があるか。	廃除の場合は、訂正（削除）を求める必要がある。
問31	被相続人の登記記録上の住所の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問32	戸籍に記載のある氏名の字は誤字又は俗字であるが、法定相続情報一覧図に記載された氏名の字が正字であった場合は、どのように対応すべきか。	法定相続情報一覧図への氏名の記載は、戸籍に記載のある字体でも、正字に引き直されたものでも、いずれでも差し支えない。
問33	法定相続情報一覧図は、手書きによるものでも差し支えないか。	差し支えない。
問34	法定相続情報一覧図は、鉛筆書きによるものは認められないと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問35	婚姻関係を示す線が一本線で表記された場合に、二本線	求める必要はない。

(二重線)への訂正を求める必要があるか。

問36 いわゆる旧民法下において、同一人について隠居による家督相続と死亡による遺産相続が生じている場合の取扱いは、次のとおりでよいか。

1 作成すべき法定相続情報一覧図について

原則、隠居による家督相続を表す一覧図及び死亡による遺産相続を表す一覧図の両方を作成すべきであるが、申出人の任意により、隠居による家督相続を表す一覧図のみの作成を認めても差し支えない(死亡による遺産相続を表す一覧図のみの作成は認められない。)

両方を作成するときは、各葉に1/2、2/2などと付番させ、交付の際には2枚を合綴して一通にまとめて認証する。

2 相続発生事由の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、死亡の年月日に代えて隠居の年月日を記載し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は隠居の年月日の付近に家督相続である旨を併記する。

死亡による遺産相続を表す一覧図については、死亡の年月日はそのままに、相続人の続柄に遺産相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に遺産相続である旨を併記する。

3 被相続人の本籍の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、被相続人の最後の本籍(施行通達第2の5(2))ではなく、便宜、隠居時の本籍を記載することとしてもよい。

御理解のとおり。

なお、隠居による家督相続ののち、いわゆる新民法下において同一人が死亡(昭和23年1月1日以降)した場合の取扱いもこれに準じることとなる。

問37 いわゆる旧民法下において、死亡による家督相続が生じている場合は、死亡による家督相続を表す一覧図を作成し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に家督相続である旨を併記することによいか。

御理解のとおり。

第4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

問38 R3改正通達の施行後において、従前のおり署名や押印がされた書面によりされた申出は、適正な申出として取り扱って差し支えないか。

差し支えない。

問39 委任による代理人における「親族」とは民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族であるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問40	特別代理人（民法第826条等）は、申出を代理することができるかと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問41	<p>例えば、被相続人（便宜、法務太郎とする。）の姉（便宜、法務花子とする。）が唯一の相続人であったが、この姉も後に死亡したことで、相続人不存在となり、相続財産清算管理人が選任されているとき、当該清算管理人が相続財産法人を代理して被相続人法務太郎の法定相続情報一覧図に係る申出をする場合の取扱いは、次のとおりでよいか。</p> <p>1 申出書の記載</p> <p>(1) 申出人の表示は、氏名として「亡 法務花子 相続財産」、住所として法務花子の最後の住所、続柄として「姉」とする。</p> <p>(2) 代理人の表示は、当該清算管理人の氏名及び住所（事務所）を記載するほか、相続財産清算管理人であること及び資格者代理人である場合はその資格名称を併記し、法定代理相続人をチェックする。</p> <p>2 法定相続情報一覧図の記載</p> <p>作成者として、当該清算管理人の資格名称、氏名及び住所（事務所）を記載するほか、「亡法務花子相続財産清算管理人（申出人）」と併記する。</p>	御理解のとおり。
問42	利用目的のその他欄について、単に「相続手続のため」と記載された場合、更に具体的な手続の名称の記載を求める必要があるか。	<p>求める必要がある。</p> <p>単に「相続手続のため」と記載されただけでは、提出先を推認することができないため、例えば、「株式の相続手続」等具体的な記載を求める。</p>
問43	利用目的について、「遺産分割調停の申立てのため」との記載があった場合に、申出を受領して差し支えないと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問44	郵送による申出の場合に、申出の年月日は、郵送された申出書及び添付書面を受領した日であるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問45	遺言執行者（民法第1006条等）は、 <u>申出人になることはできないが</u> 、申出を代理することができるかと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問46	遺言執行者が代理して申出がされた場合において、登記官は、専ら代理人が遺言執行者の地位にあることを添付された書面により確認すれば足り、当該代理人が具体的に相	御理解のとおり。

続手続を行う権限を有しているかやその必要があるかどうかについてまで確認する必要はないとの理解でよいか。

第5 添付書面について

1 被相続人の戸除籍謄本、相続人の戸籍謄抄本等

- 問47 被相続人の除籍謄本について、いわゆる生殖可能年齢よりも前のものが添付されていなかった場合は、その添付を求める必要があるか。
- 除籍等が滅失等している場合を除き、求める必要がある（規則第247条第3項第2号）。
- 問48 数次相続の場合、複数の被相続人に係る法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出が同時にされることがあり得るが、添付書面たる戸除籍謄抄本の一部がそれぞれの申出において兼ねられる場合、当該謄抄本については複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。
- 差し支えない。
- 問49 市町村の取扱いにより、除籍等の謄本を交付することができない旨の市町村長の証明書が発行されない場合は、除籍等の謄本の交付請求書等に対して、市町村の担当者により交付不能の文言が記載されたものをもって代替することとして差し支えないか。
- 差し支えない。
- 問50 被相続人の戸除籍謄本に関し、旧樺太に本籍を有していた者であって、就籍許可により新たな戸籍が編製されている場合には、一部の除籍等を添付することができないこととなるが、施行通達第2の5(1)にある「除籍又は改製原戸籍の一部を滅失等していることにより、その謄本が添付されない場合」に準ずるものと取り扱った上で、一部の除籍等を添付することができないことは明らかであることから、その旨の市町村長の証明書の添付を求めることなく法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができると思うがどうか。
- 御理解のとおり。
- 問51 施行通達第2の5(1)において、被相続人が日本国籍を有しない場合は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができないとの例示があるが、相続人のうちの一人でも日本国籍を有しない場合も同様であるか。
- 同様である。
- 問52 施行通達第2の5(1)に関連し、相続人が帰化者である場合は、その者の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書を添
- 御理解のとおり。

付することができるため、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができると思うがどうか。

問53 兄弟姉妹が相続人となる場合は、被相続人の父母に係る戸除籍謄本を求める必要があると思うがどうか。

御理解のとおり。

2 申出書記載の申出人氏名・住所と同一の氏名・住所が記載された証明書

問54 規則第72条第2項第1号及び第2号に規定する書面等は、いずれも規則第247条第3項第6号に規定する書面（以下「申出人氏名住所確認書面」という。）に該当すると思うがどうか。

申出人の住所及び氏名の記載があることを前提に、御理解のとおり。

問55 申出人氏名住所確認書面と規則第247条第4項の規定による住所を証する書面を一通の住民票記載事項証明書で兼ねることは可能か。

可能である。

ただし、申出人氏名住所確認書面は、申出人に返却されないため、設問の場合に申出人が住民票記載事項証明書の返却を求めるときは、当該住民票記載事項証明書の謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）も添付させる必要がある。

問56 申出人氏名住所確認書面について、~~申出人が成年被後見人であって謄本に原本と相違がない旨を記載することが困難であるなどの場合は、~~申出人に代わって代理人がその謄本に原本と相違がない旨を記載することも認められると思うがどうか。

御理解のとおり。

問57 同一の申出人から、同一の登記所に対して同時に2件以上の法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされる場合において、各申出に共通する申出人氏名住所確認書面があるときは、複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。

いずれについても差し支えない。

また、規則第247条第3項第7号に規定する代理人の権限を証する書面についても同様の取扱いとして差し支えないか。

なお、その場合において、職員は、申出書に1/2、2/2等の任意の番号を付した上で、添付を省略された書面については1/2の申出書と併せて提出された旨を2/2の申出書の余白に適宜記載するなどの方法により明らかにすること。

3 代理人権限証明書面

- 問58 親族による代理について、代理人の権限を証する書面が例えば規則第247条第3項第4号の規定により提出される戸籍謄抄本と同一である場合に、当該代理人の権限を証する書面の添付は省略することができるとして差し支えないか。
- 問59 R3改正通達により各書面における認印の押印が不要となったが、委任状についても押印は不要という理解でよいか。
- 問60 委任状への記名は、署名に代えることができるかと思うがどうか。
- 問61 委任状に記載する委任事項は、単に被相続人何某の相続手続に関するのとあるだけでは足りず、法定相続情報一覧図の保管等申出の件であるとか、相続登記の申請などの具体的な相続手続の件であることを記載する必要があるかと思うがどうか。
- 問62 代理人の権限を証する書面のうち、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したもの（例えば、成年後見人が代理する場合における後見登記等ファイルの登記事項証明書）は、作成から3か月以内のものである必要があるか。
- 問63 委任による代理人として戸籍法第10条の2第3項に掲げられる資格者代理人が申出をするときに、代理人の権限を証する書面として、当該資格者代理人の職印に係る印鑑証明書（以下「職印証明書」という。）を添付しようとする場合は、いわゆるカード形式の身分証の写しと同様に、当該職印証明書の写し（原本と相違ない旨の記載はないもの）でも差し支えないかと思うがどうか。
- また、代理人が司法書士法人等の場合に添付される当該法人の登記事項証明書についてはどうか。
- 差し支えない。
ただし、代理人の権限を証する書面は、その謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）がなければ代理人に返却されないため、左記の場合に代理人が戸籍抄本の返却を求めるときは、当該謄本も添付させる必要がある。
- 御理解のとおり。
なお、委任状の記載事項その他添付書面等からその真正性に疑義が生じた場合には、委任状を提出した代理人から委任を受けた経緯を聞き取るなどにより、委任状の真正性を確認すること。
- 御理解のとおり。
- 御理解のとおり。
- 必要はない。
- 前段について、御理解のとおり。
後段について、司法書士法人等の登記事項証明書は、単に資格者代理人であることを証するのみならず、当該法人の代表者の資格を証することをも兼ねるものであるため、原本の添付が必要となる（原本返却を求める場合は、施行通達第2の5(5)ウによる。）

- 問64 司法書士法人等が代理する場合に、当該法人の会社法人等番号が申出書に記載されたとしても、当該法人の登記事項証明書の添付は省略することができないと考えるがどうか。
- また、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があった場合に、当該申請に係る添付情報として会社法人等番号が提供されたときも同様と考えるがどうか。
- 問65 保佐人・補助人の代理権目録の記載は、「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出に関する件」という具体的な記載まで求める必要があるか。
- 問66 成年後見人等に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書に代えて、選任に係る審判書及び確定証明書が添付された場合は、これを代理人の権限を証する書面として取り扱って差し支えないか。
- 問67 施行通達第2の5(5)ウにより委任状の原本の返却の求めがあった場合は、当該委任状は他の用途に利用する必要があるという理解をして、返却に応じて差し支えないか。
- 問68 委任による代理人から、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされた場合に、当該登記申請には委任状の原本及び謄本（原本と相違ない旨の記載あり）が添付され、当該申出には委任状の謄本（施行通達第2の5(5)ウにのっとりしたもの）が添付されたときは、当該申出について委任状の原本が添付されたものと取り扱って差し支えないと考えるがどうか。
- 第6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について
- 問69 法定相続情報一覧図における相続人の住所は、相続人の住所を証する書面にあるとおり記載される必要があると考えるがどうか。
- いずれも御理解のとおり。
- 求める必要はない。
法定相続情報証明制度は、相続手続に利用するものであるため、当該相続手続に関する代理権が認められていれば足りる（例えば、「財産の管理・処分」や、「相続に伴う不動産登記の申請」との記載など）。
- 差し支えない。
- 差し支えない。
- 御理解のとおり。
- 御理解のとおり。

問70	相続人が複数いる場合に、住所が記載される相続人と記載されない相続人が混在しても差し支えないか。	差し支えない。
問71	本制度において、住所を証する書面に代えて、住民票コードによって住所を確認する取扱いは認められないと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問72	本制度において、印鑑証明書は、住所を証する書面として取り扱うことができると考えるがどうか。	御理解のとおり。
問73	法定相続情報一覧図において、既に死亡している相続人の最後の住所を記載しても差し支えないか。	差し支えない。
第7	一覧図の写しの交付等	
1	不備がある場合の取扱い	
問74	法定相続情報一覧図の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。	認められない。 法定相続情報一覧図の訂正をする場合は、新たに作成し直すか、修正テープ等により直接修正することとなる。
問75	申出書の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。	認められる。
問76	申出書に不備がある場合に、それが軽微な誤字・脱字であるならば、登記所職員において便宜直して差し支えないか。	差し支えない。
問77	施行通達第2の7(2)ウ(ア)における申出書及び添付書面を返戻する旨の通知は、書面による必要があるか。	必要はない。
問78	施行通達第2の7(2)ウ(イ)において、不備が補完されない場合には、申出があった日から起算して3か月を経過したのち、申出書及び添付書面を廃棄して差し支えないとあるが、具体的な廃棄の時期は例えば年1回など適宜まとめることとして差し支えないか。	差し支えない。
2	法定相続情報一覧図の保存	
問79	法定相続情報一覧図をスキャナを用いて保存する際に、添付された法定相続情報一覧図の上下左右の全面にわたって記載されているためにスキャナで読み取った際に見切れ	差し支えない。

が生じるなどの場合には、必要に応じて縮小をして読み取ることは差し支えないか。

3 一覧図の写しの交付等

- 問80 登記所窓口における交付及び返却について、これらを使用者が受け取ることは可能であると考えるがどうか。 御理解のとおり。
- 問81 登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、申出の際に添付された申出人氏名住所確認書面と当該交付及び返却の際に提示されたものが同一でない（例えば申出書には申出人氏名住所確認書面として住民票記載事項証明書が添付されているが、登記所窓口において運転免許証の提示を受けたときなど）としても、氏名及び住所により申出人との同一性を確認することができれば、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をして差し支えないか。 差し支えない。
- 問82 申出書の「受取」欄への一覧図の写し等を受領した旨の記載に関して、従前のとおり当該欄への署名をもってその記載として差し支えないか。 差し支えない。
- 問83 申出書に申出人又は代理人の押印がされている場合において、従前のとおり当該印鑑と同一の印を申出書の「受取」欄に押印させることは、R3改正通達による改正後の施行通達第2の7(5)アのただし書における「その他の措置」に該当するものとして取り扱って差し支えないか。 差し支えない。
- 問84 登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、その準備が整ったことを申出人等に連絡することに加え、申出書の受領時等に事前に交付等予定日を伝えても差し支えないか。 差し支えない。
- 問85 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を送付の方法によりする場合に、書留郵便や普通郵便などの別は、専ら申出人の意向によって取り扱うものとの理解でよいか。 書留郵便等発送記録が残る方法によることが望ましいが、御理解のとおり。
- 問86 施行通達第2の7(5)ウの「申出があった日から起算」について、申出の内容に不備があり、補完をした場合には、当該補完をした日が申出があった日とみなされるため、当該補完をした日が起算日となるとの理解でよいか。 御理解のとおり。

第8 一覧図の写しの再交付

問87	<p>一覧図の写しの再交付は、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間が満了するまでの間、応ずることができるとの理解でよいか。</p>	<p><u>御理解のとおり保存期間の満了後であっても、登記官において、法務局に保管されている法定相続情報が確認できる場合は、再交付に応じて差し支えない。</u></p>
問88	<p>申出人以外の相続人は、再交付の申出をすることができないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおり。 申出人以外の相続人が一覧図の写しの交付を受けたい場合には、当初の申出人から再交付の申出に係る委任を受けるか、又は改めて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることとなる。</p>
問89	<p>申出人の相続人は、再交付の申出をすることが可能か。可能である場合、どのような添付書面を求めることとなるか。</p>	<p>可能である。 その者が申出人の相続人であることを証する書面及びその者の申出人氏名住所確認書面の添付を求めることとなる。</p>
問90	<p>施行通達第2の8(3)における再交付の申出をすることができる者の確認は、電磁的記録に保存した一覧図によって当初の申出人の氏名及び住所を確認することができる場合は、当初の申出において提供された申出書を確認する必要はないと考えるがどうか。</p>	<p>御理解のとおり。</p>
第9	<p>法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合</p>	
問91	<p>再度の申出における添付書面は、当初の申出同様、規則第247条第3項各号に掲げられる書面が必要となるとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおり。</p>
問92	<p>H30改正通達による取扱いの変更を踏まえて、当初の申出人が、既に登記所に保管している法定相続情報一覧図の続柄の記載を改めたり、被相続人の本籍を追記したりしたいという場合には、再度の申出を認めて差し支えないと考えるがどうか。</p>	<p>御理解のとおり。</p>
第10	<p>連名による申出について</p>	

- 問93 申出人を複数の相続人とする、いわば連名による申出は可能か。
可能である場合、申出書はどのように提供・記載すべきか。
- 問94 連名による申出において、申出人の住所地を管轄する登記所に申出をする場合は、連名の申出人のいずれか一人の住所地が当該登記所の管轄地に属することで足りると考えるがどうか。
- 問95 連名による申出の場合は、その申出の取りやめは、連名の申出人の全員から求める必要があると考えるがどうか。
- 問96 連名による申出において、連名の申出人のうち一人が委任によって当該申出人の代理人を立てることは可能であると考えるがどうか。
- 問97 連名による申出において、施行通達第2の7(5)アによる申出書の「受取」欄への受領した旨の記載は、連名の申出人のうちいずれか一人がすることで足りると考えるがどうか。

可能である。
申出書に別紙を付ける等して、申出人の表示を列挙する方法による。

御理解のとおり。

御理解のとおり。

御理解のとおり。

御理解のとおり。

第11 法定相続情報番号の提供による添付省略について

- 問98 申出人以外からの再発行の申出は認められていないが、相続登記等の申請の際に、申出人以外から法定相続情報番号の提供があった場合は、これを認めて良いと考えるがどうか。
- 問99 申出人が法定相続情報番号を失念したなどとして、当該番号の問合せがあった場合は、再交付の申出により番号を確認するよう案内して差し支えないか。また、誤った番号が提供された場合も、同様で差し支えないか。
- 問100 保存期間が満了した一覧図に係る法定相続情報番号が提供された場合、戸除籍謄本や紙媒体の一覧図の写しを添付する等の補正を促し、補正がされない場合は、当該申請を却下することとして差し支えないか。

御理解のとおり。

いずれも差し支えない。
なお、誤った番号の提供があった場合には、当該番号に紐付けられた一覧図の内容の一切を申請人に伝えることのないよう御留意されたい。

保存期間満了後のものであっても、登記官において、申請人から提供された法定相続情報番号に対応する、法務局に保管されている法定相続情報を確認できる場合は、当該申請を受理して差し支えない。

い。

なお、法定相続情報を確認できない場合については、御理解のとおり。

問101 提供された法定相続情報番号に誤り等があった場合に、補正により正しい番号が提供されるか、必要な戸除籍謄本等又はこれに代わる紙媒体の一覧図の写しの提出があった場合は、申請を受理することができると思うがいかがか。

御理解のとおり。

問102 登記申請と同時又は申請後に申出があった場合に、当該申請の補正期間内であれば、当該申請において、申請後に新たに作成された法定相続情報番号を使用することができると思うがどうか。

問7の取扱いのとおり、先に登記申請について事務処理を行い、原本還付された戸除籍謄本等を申出の添付書面として取り扱うのが相当である。

問103 オンライン申請において、法定相続情報番号の提供により、登記原因証明情報の全部又は一部として申請時に添付する一覧図のPDFについても省略できると考えるがどうか。また、遺産分割協議書や相続放棄申述書等の添付が必要な申請においては、別途それらの書面のPDF又は「遺産分割」「相続放棄」等の記載をした相続関係説明図のPDFの添付を要すると思うがどうか。

御理解のとおり。